

最高裁判所 (第二小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 更正処分等取消請求上告受理事件
国側当事者・国

平成28年3月25日不受理・確定

(控訴審・札幌高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成27年8月27日判決、本資料2
65号-132・順号12715)

(第一審・札幌地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成27年3月4日判決、本資料26
5号-35・順号12618)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年3月25日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 山本 庸幸

当事者目録

申立人	甲
申立人	乙
申立人	丙
上記3名訴訟代理人弁護士	前田 尚一 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
同指定代理人	武藤 政男